

基本計画部会の審議状況について（報告）

第27回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成23年7月8日（金）16:00～17:23

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、阿藤委員、安部委員、井伊委員、首藤委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計整備グループ企画役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官

- 4 議 事 （1）今後の基本計画部会における審議の進め方等について
（2）重要検討事項の審議
（3）その他

5 議事概要

（1）今後の基本計画部会における審議の進め方等について

① 冒頭、樋口部会長より、昨年から引き続いて深尾委員が部会長代理として指名されていることが紹介された。

② 事務局から、資料1に基づき、平成22年度統計法施行状況審議の進め方（案）について説明があり、質疑応答の後、今後、本案に沿って統計法施行状況に関する審議を進めることが了承された。委員からの主な意見等は以下のとおり。

・東日本大震災に対する統計の対応は、統計の質の維持等の観点から非常に重要だと思うが、震災対応（例えば、SNAにおける東北3県の統計欠損の補完方法等）は、法施行状況審議の対象にはなりうるのか。

→施行状況報告に盛り込まれている事項であれば、審議の対象になりうる。震災対応についても審議することは可能。但し、震災対応は、今まさに進行中の事項であり、その時々で対応状況が変化していることもご理解いただきたい。

→震災への対応は平成 23 年度に入ってから事項も含まれており、厳格に平成 22 年度に限定せず臨機応変に審議。

・我々に求められているのは、今日（8 日）提出されたこの統計法施行状況報告をこれから読んで、自分の考えを 14 日までに出す、ということか。震災対応についても、報告書に書いていることを読んで、よければそれで結構だという評価になるのか。

→短期間で恐縮だがお願いしたい。但し、どうしても時間が必要とのご要請あれば可能な範囲で弾力的に対応させていただきたい。

→震災対応は、この報告書が出された後も、審議中も動いていることであり、審議は進めるにしても、9 月に審議結果をまとめるに際してどこまで書き込むのかは慎重に考えることが必要。

③ 澤村総務省政策統括官付企画官から、委員会資料 2、3 に基づき、統計法の施行状況報告の概要及び統計委員会意見に係る対応状況について説明が行われた後、質疑応答が行われた。各委員の主な意見等は以下のとおり。

・調査票の利用に関連して、統計法第 33 条第 2 号に該当するものかどうか分からないが、匿名データの海外からの利用状況はわかるか。

→統計法第 33 条第 2 号については、海外からの利用はない。

（2）重要検討事項の審議

重要検討事項（昨年の統計委員会審議結果報告書で統計整備の方向性が示された 7 事項）のうち、「ビジネスレジスターの構築・利活用」について、岩佐総務省統計局経済構造統計課長から、資料 3 に基づき、対応状況の説明が行われた後、質疑応答が行われた。各委員の主な意見等は以下のとおり。

・ビジネスレジスターは産業関連統計の基盤であり高度な統計作成が可能になるという意味で、我が国の統計全体にとって非常に重要な取組みであり、3 月に整備方針がとりまとめられたのは大きな成果。但し、今後の作業として不可欠な行政記録や統計調査の収録・照合、新設・廃業事業所の把握等には多くのリソースを要するため、必要なリソースの確保にも十分努力して欲しい。

・共通事業所・企業コードの提供による各種統計調査マイクロデータを連結した分析等は、統計の二次利用の面で重要な取組みだが、統計法第 33 条による調査票情報の提供には、各府省で保管しているこの共通事業所・企業コードも含まれるのか。

→一般的には、調査票情報の保管・管理の一環として共通コードを保持することを要請しているため、調査票情報等の一部として整理されるのではないと思うが、今後、運用に関しては、運用管理規程を整備するまでに整理していきたい。

→事業所コード、企業コードは機械的に発生させた情報なので、統計法の中でどう整理しどこまで提供するかは、まだ明確に決まっていないと思う。

・共通事業所・企業コードが付されると同時に、従来各府省が持っていたコードと置き換えられるのか。二重に持っている、調査される側ではどのコードを記入するのか混乱が生じているとも聞く。また、行政の簡素化が問われる中で今後の整備にリソースが必要とする場合に、そもそもコード付を単純化すべきではないか、という意見が出てくるのではないか。

→従来各府省が持っていたコードについては各府省の判断になる。当方は追加的に共通コードを付

- 与するが、各府省が別途のコードを付けることは調査実施上は問題ないと考えている。
- 確かに共通コードは利用されるようになれば有効性が高まるという側面を持つので、本格運用を始めて広く調査実施部局でも使われるように今後努力して欲しい。
- 調査対象にコードを記入してもらうことはあまりない。今後は、プレプリントされることが進むだろうから、調査対象者にコードのことで報告負担を増やすことは減っていくのではないかな。
- ・ビジネスレジスターは事業所単位のものとして理解すると、企業単位の調査と連結する場合には、どのようなイメージになるのか。
- ビジネスレジスターは経済センサスが基盤になっているので、基本的には事業所単位で情報をとっているが、企業単位でも別途情報をとっており、企業単位で連結する時には企業コード同士で連結するという形。

(3) その他

次回基本計画部会は、7月14日（木）13時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>